

第 1 次

青森県困難な問題を抱える女性支援 計画及びDV防止・被害者支援計画

令和6年3月

青 森 県

はじめに

近年、社会経済情勢が急激に変化する中、女性の就業率が上昇するとともに、婚姻に関する意識や家族関係の変化などにより、女性が抱える問題は複雑化し、支援ニーズも多様化してきました。一方で、女性に対する支援（婦人保護事業）は売春防止法に基づくものが基本となっており、女性の人権の擁護・福祉の増進や自立支援等に関して、制度的限界を指摘する声もありました。

このことを踏まえ、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現を目指すため、都道府県による基本計画の策定が義務付けられました。

また、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、DVを容認しない社会の実現に向けて積極的に取り組んでいく必要があることから、県では「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、平成17年12月に「第1次青森県DV防止・被害者支援計画」を策定し、以来、3度にわたる改定を経ながら、同計画に基づき、DVの防止や被害者の保護及び自立支援に取り組んできました。

こうした中、県では、福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的に推進し、DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等が安心して暮らすことができる社会の実現を目指すため、従来の青森県DV防止・被害者支援計画の内容も踏まえ、令和6年度からの5年間を計画期間とする「第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画」を一体的に策定いたしました。

県では、市町村をはじめとする関係機関の皆様との連携をより一層強化しながら、本計画に基づく、各種施策の推進を積極的に推進していきます。

結びに、計画の策定にあたり、多大なる御尽力を賜りました青森県DV防止対策推進会議の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただいた関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

青森県知事 宮下 宗一郎

第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及び

DV防止・被害者支援計画

目 次

第1	基本的な考え方	1
第2	支援体制	4
第3	現状	8
第4	課題	19
第5	施策の体系図	20
第6	具体的目標	22
第7	基本目標及び方向性	24
基本目標Ⅰ DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等に対する包括的かつ 継続的な支援		
【施策の方向性】		
■	方向性1 困難女性等に関する理解の普及と予防啓発	24
■	方向性2 発見・通報体制の充実	25
■	方向性3 相談支援体制の充実	26
■	方向性4 一時保護体制の充実	29
■	方向性5 迅速かつ適切な被害者保護	30
■	方向性6 同伴児童への支援	31
■	方向性7 心のケアの充実	32
■	方向性8 自立支援	33
■	方向性9 アフターケアの推進	35
基本目標Ⅱ DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等への支援を行う機関 の体制強化及び連携の充実		
【施策の方向性】		
■	方向性1 支援機関の体制強化	36

■ 方向性2 民間団体との連携	37
■ 方向性3 関係機関との連携	37
■ 「第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援 計画」の策定経緯	39

第1 基本的な考え方

1 これまでの経緯

(1) 婦人保護事業の制度的限界及び新法成立について

婦人保護事業は、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）に基づき、「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子」（要保護女子）の保護更生を図ることを目的とするものであり、困難な問題に直面している女性の人権の擁護・福祉の増進や自立支援等の視点は不十分なものでした。

社会経済情勢の急激な変化とともに、女性の高学歴化が進み、就業率が上昇したほか、婚姻に関する意識や家族関係の変化により、女性の支援ニーズも多様化しました。

平成 13 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号。以下「DV 防止法」という。）が施行され、婦人相談所と婦人相談員が配偶者から暴力を受けた者の支援を行う機関として位置づけられ、DV 防止法が婦人保護事業の根拠法の一つとなりました。

また、日本に入国した外国人女性が監禁されたり、「売春」を強要されたりといった人身取引の被害報告が増加したことを背景に、平成 16 年に「人身取引対策行動計画」が策定され、警察署等において人身取引被害者を発見した場合の対応として、婦人相談所等に当該女性の保護を依頼すべきこととされたことを踏まえ、厚生労働省から、人身取引被害者の保護を実施する機関として婦人相談所が留意すべき事項が地方公共団体に通知されました。

更には、現行の「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成 12 年法律第 81 号）では、ストーカー行為等の相手方（被害者）に対する支援が明確に位置づけられ、婦人相談所等によるストーカー行為の被害者への適切な支援について通知されました。

このように、女性が直面している問題が多様化し、また複合的な問題を抱える女性の増加も指摘されてきたと同時に、婦人保護事業の対象者も拡大してきましたが、旧売春防止法における婦人保護に関する規定が抜本的に見直されることはなく、旧売春防止法に婦人保護事業の根拠を置くことそのものの制度的限界が指摘されるようになりました。

このような状況の中で、婦人保護事業の旧売春防止法からの脱却を目指す動きが強まり、令和 4 年 5 月に議員立法で「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）が成立しました。困難女性支援法は、困難な問題を抱える女性が自らの意思が尊重されながら、その置かれた状況に応じてきめ細やかで、支援対象者に寄り添いつながり続ける支援を受けることにより、その福祉が増進され、自立して暮らすことのできる社会を実現することを目的としています。

(2) 配偶者からの暴力防止及び被害者支援について

配偶者からの暴力（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、安全で健やかに生活する権利を害し、被害者やその児童の心と体に深刻な影響を与えます。また、DV は、外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

DV の被害者は、女性の場合が多く、暴力は個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、DV を容認しない社会の実現に向け、積極的に取り組んでいく必要があります。

このような状況の中で、平成 13 年 4 月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支

援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、DV防止法が制定され、保護命令の制度や、都道府県の配偶者暴力相談支援センターによる相談や一時保護等の業務が開始されました。

平成16年5月には、DV防止法の改正が行われ、国及び地方公共団体は、DVの防止と自立支援を含む被害者の適切な保護を図る責務を有すると定められ、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本的な方針」という。）が策定されるとともに、都道府県には、施策の実施に関する基本的な計画（以下「DV基本計画」という。）を策定することが義務付けられました。

平成19年7月のDV防止法改正では、保護命令制度の拡充が図られるとともに、市町村によるDV基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務化され、また、平成25年7月には、DV防止法の適用対象を、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても、DV防止被害者に準じて扱うなどの法改正が行われました。

令和元年6月には、児童虐待防止対策及びDV被害者の保護対策の強化を図るため、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所を法文上明確化するとともに、また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族を含めることとする法改正が行われました。

令和5年6月には、基本的な方針及び都道府県DV基本計画の記載事項の拡充、DV防止及び被害者の保護に関する協議会に関する規定の創設、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大、保護命令制度の拡充等を内容とする法改正が行われ、令和6年4月1日に施行することとされました。

2 計画策定の趣旨

困難女性支援法第8条で、都道府県は困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「困難女性基本計画」という。）を定めることが義務付けられたほか、令和5年3月に「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年厚生労働省告示第111号）が公示され、困難女性基本計画は、政策的に関連の深い他の計画（DV防止法に規定する都道府県計画等）と一体的なものとして策定することができるとされました。

また、県では、DV防止法第2条の3第1項に基づき、配偶者からの暴力の被害者（以下「DV被害者」という。）に対する県の基本計画として、平成17年12月に「第1次青森県DV防止・被害者支援計画」を策定し、平成21年1月に第2次計画を、平成26年3月に第3次計画を、平成31年3月に第4次計画を策定し、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援を含む被害者支援を市町村、関係機関、県民とともに推進してきました。

本計画は、DV被害者をはじめとする困難な問題を抱える女性等の人権が尊重されるとともに、福祉の増進及び自立に向けて県が実施する施策を総合的に推進し、「DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等が安心して暮らすことができる社会の実現」を目指すため、従来の青森県DV防止・被害者支援計画の内容も踏まえ、「第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画」として一体的に策定するものです。

3 基本理念

～DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等が安心して暮らすことのできる社会の実現～

困難女性支援法は、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を推進することにより、人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

また、DV防止法は、配偶者からの暴力は重大な人権侵害であること、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなっていることを踏まえ、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としています。

これらのことから、本計画の基本理念を「DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等が安心して暮らすことのできる社会の実現」とします。

4 計画の位置づけ

- 本計画は、困難女性支援法第8条第1項の規定に基づく本県の基本計画として位置付けます。
- 本計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく本県の基本計画として位置付けます。
- 本計画は、「青森県基本計画『新時代への架け橋』」中、青森県が目指すA X (Aomori Transformation) ～青森大変革～を実現するための政策テーマ6「地域社会～持続可能な地域社会の形成～」を推進する取組として位置付けます。
- 本計画は、青森県男女共同参画推進条例第8条第1項の規定に基づく「第5次あおり男女共同参画プラン」に掲げる重点目標「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を図る取組として位置付けます。

5 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5か年とします。

6 進行管理

本計画に掲げた基本目標及び施策について、DV被害者及び困難女性等支援調整会議において、関連事業の実施状況等を評価するとともに、評価結果を県民に公表し、効果的な施策の推進に取り組めます。

7 計画の対象

困難女性支援法では、施策の対象となる「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）と規定しています。

また、DV防止法では、「配偶者からの暴力」とは、配偶者（事実婚や元配偶者^{※1}も含む）からの身体的、精神的な暴力を言い、施策の対象となる被害者は、配偶者からの暴力を受けた者^{※2}と規定しています。

このため、本計画の対象を、「DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等」（以下「困難女性等」という。）とします。

※1 離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合、生活の本拠を共にする交際相手や関係解消後もその交際相手から引き続き暴力を受ける場合も対象です。

※2 DV被害者は性別を問わず、支援の対象とします。

第2 支援体制

1 困難な問題を抱える女性に対する支援体制

(1) 県と市町村の役割

① 青森県の役割

- ・ 青森県は、困難女性等への支援に関する基本計画を策定すること等を通じて、計画的に施策を検討します。
- ・ 青森県は、女性相談支援センターを設置して、困難女性等を支援します。
- ・ 青森県は、民間団体と協働し、困難女性等への支援活動を行う体制を整備します。
- ・ 青森県は、広域的な観点から、市町村が実施する困難女性への支援が円滑に進むよう、市町村に対する支援を行います。
- ・ 青森県は、市町村の取組状況を把握し、必要な取組（基本計画の策定や未配置市町村に対する女性相談支援員の配置等）を促します。

② 市町村の役割

- ・ 市町村は、困難女性等にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たします。
- ・ 市町村は、児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、困難女性等の支援の主体です。そのためこれらの幅広い部署が、相互に連携の上、困難女性等が必要とする支援を包括的に提供します。
- ・ 市町村は、庁内での情報連携及び支援方針の決定が円滑に行われるよう、関係部署が参加する会議の開催等の工夫に努めます。
- ・ 市町村は、必要な場合は青森県や他の市町村、関係機関等につなぎ、青森県や他の市町村等と連携して支援を行う等、関係機関との緊密な連携を図ります。
- ・ 市町村は、基本計画の策定と女性相談支援員の配置に努めます。
- ・ 市町村は、市町村内における困難女性等への支援窓口の周知等に努めます。
- ・ 市町村は、困難女性等への支援に関する活動を行う民間団体と協働した女性支援を積極的に担うことに努めます。

(2) 支援に関わる関係機関等の役割

困難女性等への支援は、国及び地方公共団体の責務となっています。女性相談支援センター、女性相談支援員が中核となって、女性が抱えている問題の種別に応じて関係機関と密接に連携を取りながら支援します。

① 女性相談支援センター

女性相談支援センターは困難女性等を支援するため、次の業務を行っていきます。

ア 困難女性等の立場に立って相談に応じることや、相談を行う機関を紹介すること

イ 困難女性等及び同伴家族の安全確保及び一時保護を行うこと

ウ 困難女性等の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助等を行うこと

エ 困難女性等の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整を行うこと

オ 困難女性等が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと

② 女性相談支援員

女性相談支援員は、地方公共団体において、困難女性等の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う職員です。青森県に配置する女性相談支援員については、名称を「女性等相談支援員」とします。

青森県では、女性相談支援センターと地域県民局地域健康福祉部福祉総室・福祉子ども総室（地方福祉事務所）に計8人の女性等相談支援員を配置しています。また、青森市、弘前市、八戸市、三沢市、むつ市の5市では、福祉事務所等に計9人の女性相談支援員が配置されています（令和5年12月1日時点）。市町村の女性相談支援員と青森県の女性等相談支援員（以下「女性相談支援員等」という。）が行っている業務は次のとおりです。

- ア 女性相談支援員等は、困難女性等が適切な支援を受けられるよう、丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、困難女性等の意思決定を支援し、必要に応じて連絡調整を行うこと
- イ 市町村の女性相談支援員は、最も身近に相談できる者として、支援への入り口の役割を果たすこと
- ウ 市町村の女性相談支援員は、困難女性等に寄り添いながら、支援に必要となり得る児童福祉、母子福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施機関と連携して、本人のニーズに照らし、戸籍や住民票の発行、転出入手続き、各種手当の受給に関する手続、公営住宅への入居、児童の養育に関する支援、各種福祉サービスの調整等のコーディネートや同行支援を行うこと
- エ 市町村の女性相談支援員は、一時保護や女性自立支援施設の利用等を要する者について、青森県との連絡調整を行うこと
- オ 青森県の女性等相談支援員は、困難女性等にとって適切な生活の場で適切な支援が受けられるよう、困難女性等の意思決定を支援し、関係機関と連絡調整を行うこと
- カ 青森県の女性等相談支援員は、生活の場となる施設の目的、役割及び支援の内容について困難女性等に説明した上で、本人の同意を得て一時保護や女性自立支援施設等の利用調整を行うこと

③ 民間団体

困難女性支援法では、県は民間団体と協働して支援を行うこと、市町村は民間団体と協働した支援ができることが規定されています。

困難女性等に対しては、独自の支援を実施している民間団体の特色である柔軟性のある支援や、これまでの活動の中で蓄積された知見、育成されてきた人材等は、困難女性等への支援を進める上で重要です。

県及び市町村は、困難女性等に対し、行政機関のみでは対応が届きにくい支援を行っている民間団体と協働しながら支援を行います。

2 配偶者からの暴力及びDV被害者の保護に関する支援体制

配偶者からの暴力の防止とDV被害者の自立を支援することを含む被害者の保護は、地方公共団体の責務となっています。

県は、DV基本方針に即した県基本計画を策定すること、市町村は、DV基本方針に即し、かつ県基本計画を勘案した市町村基本計画を策定するよう努めることとされています。

また、県は、広域的な観点から、市町村基本計画の策定をはじめ、市町村の実施する施策が円滑に進むよう、市町村に対する助言や情報提供、市町村間における調整の支援等を行います。

① 配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）¹

配偶者暴力相談支援センター（以下「DVセンター」という。）は、被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす施設です。

DV防止法では、県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設で、当該各施設がDVセンターとしての機能を果たすこと、市町村は、市町村が設置する適当な施設で、当該各施設がDVセンターとしての機能を果たすよう努めることとされています。

ア 青森県DVセンター

青森県では、DVセンターが制度化された平成14年度から、女性相談支援センター、男女共同参画センター、6圏域にある地域県民局地域健康福祉部福祉総室・福祉子ども総室（地方福祉事務所）の計8か所で、DV被害者への相談支援に取り組んでいます。

青森県でDVセンターとしての機能を果たしている女性相談支援センターは、法施行時から被害者の支援を行ってきた経験を生かしながら、県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力します。

イ 市町村DVセンター

平成27年4月に青森市、令和3年10月に八戸市がDVセンターを設置しています。

市町村DV支援センターは、被害者にとって最も身近な行政主体における支援窓口です。そのため、相談窓口を設け、配偶者からの暴力を受けた被害者に対し、その支援に関する基本的な情報を提供します。

また、一時保護等の後、地域での生活を始めた被害者に対して適切な支援を行うため、関係機関等との連絡調整等を行うとともに、身近な相談窓口として被害者の自立に向けた継続的な支援を行います。

② 女性相談支援員等

女性相談支援員等は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行う職員です。具体的には次の業務を行います。

- ・ 女性相談支援員等は、女性相談支援センター、福祉事務所等でDV被害者に関する相談に応じ、適切な援助を行います。
- ・ 女性相談支援員等は、被害者にとっての安全を第一に考え、相談内容はもとより、相談したこと自体についても秘密が守られる環境の中で、その訴えを十分受け入れるよう努めます。
- ・ 女性相談支援員等は、被害者の立場に立って共に問題解決を図ろうとする援助者であることについて被害者の理解を得て、被害者との信頼関係に基づいて援助を行います。
- ・ 女性相談支援員等は、問題の解決に当たって、被害者自らが選択、決定することが基本となるため、被害者の問題解決に必要な情報を提供し、適切な助言を行うほか、被害者の自立の促進、保護命令制度の利用、保護施設の利用等についての情報提供や助言、関係機関等との連絡調整等の業務について、中心的な役割を担います。

③ 民間団体

民間団体の中には、DV被害者の支援のための豊富なノウハウを有し、一人ひとりの多様なニーズに柔軟に対応した支援に取り組んでいる団体があり、被害者支援において重要な役割を果たしています。

配偶者からの暴力の防止及びDV被害者の保護を図るため、県、市町村、民間団体等が対等な立場で緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を検討します。

3 関係機関との連携による困難女性等への支援

女性が抱える困難な問題は、性的な被害、配偶者や親族からの暴力や虐待、経済的な困難、障害、住居問題等多岐にわたっており、最初にたどり着く可能性のある支援窓口も様々です。また、ひとりの女性が様々な問題に複合的に直面しているケースも多数あると想定されます。

そのため、県及び市町村は、次に示す関係機関との間で十分な連携を図りながら、困難女性等への支援を進めます。

【関係機関】

NPO法人ウィメンズネット青森／青森県警察、裁判所、日本司法支援センター、弁護士等／教育機関、保育園／保健所、精神保健福祉センター／職業紹介機関、職業訓練機関／児童相談所／医療機関、その他社会福祉サービス関係者等／障害に係る相談支援事業所／あおり性暴力被害者支援センター／生活困窮者自立相談支援機関、福祉事務所／母子生活支援施設／社会福祉協議会／民生委員・児童委員

¹ 配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)

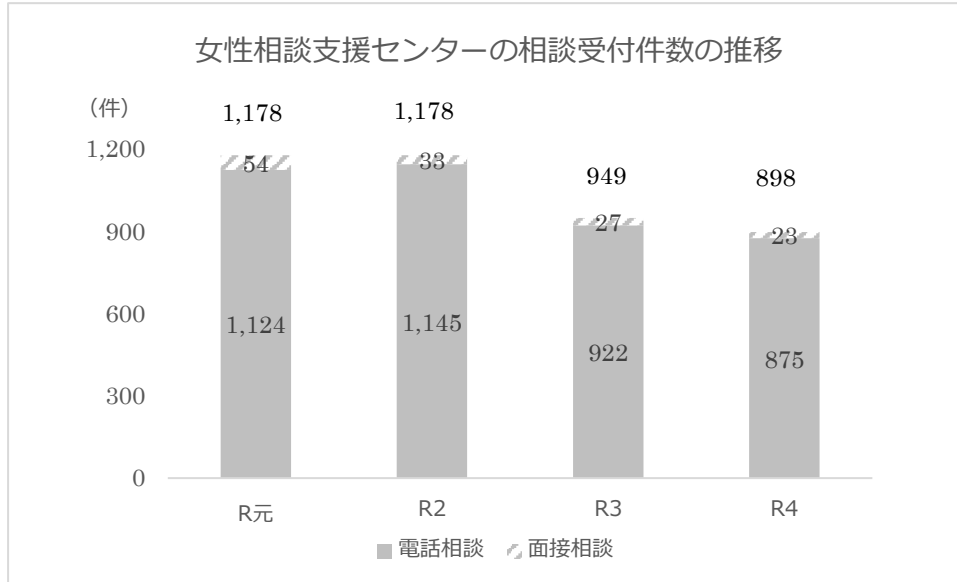
DV防止法第3条に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、①相談や相談機関の紹介、②医学的又は心理学的な指導、③緊急時における安全の確保及び一時保護、④自立した生活することを促進するための情報提供その他の援助、⑤保護命令制度に関する情報提供や援助、⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助を行う機関。

第3 現状

(1) 女性相談支援センター

① 相談受付件数

○女性相談支援センターに寄せられる相談受付件数は減少傾向にあり、令和4年度は898件です。そのほとんどが電話相談となっています。



資料：青森県女性相談支援センター

○相談内容は、「精神的問題」が最も多く325件(36.2%)、次いで「その他人間関係」が128件(14.3%)、「夫等の暴力」が91件(10.1%)となっています。

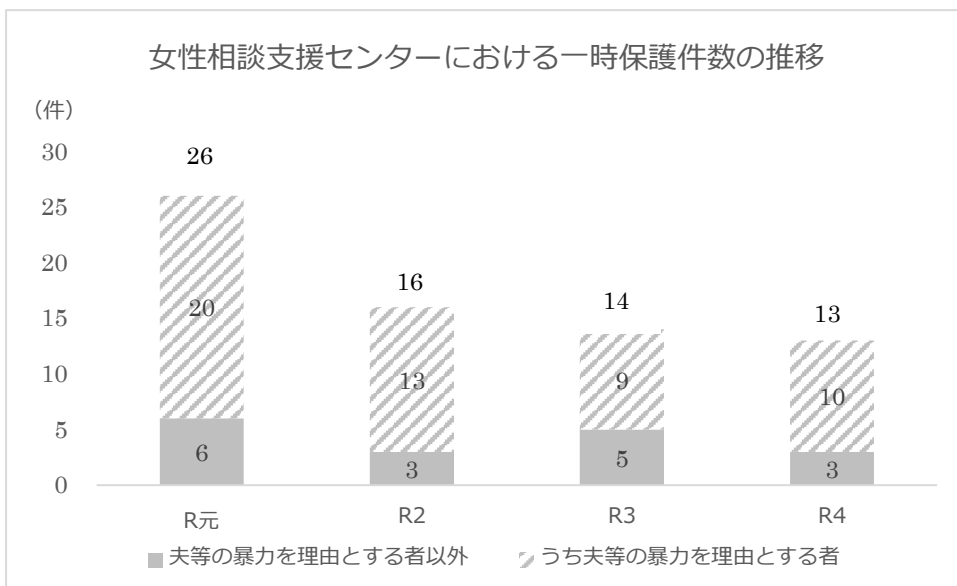
	合計	人間関係													経済関係			医療問題				住居の問題なし	帰宅先なし				
		夫等				子ども			親族			交際相手			その他の者の暴力	男女問題	ストーカー	その他	生活困難	求職	その他			病	精神的問題	妊娠・出産	その他
		夫等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力	親族の暴力	その他	交際相手の暴力	その他														
R4	件数(件) 割合(%)	898 100	91 10.1	0 0.0	78 8.7	56 6.2	5 0.6	1 0.1	30 3.3	9 1.0	9 1.0	62 6.9	10 1.1	7 0.8	3 0.3	4 0.4	3 0.3	128 14.3	16 1.8	3 0.3	17 1.9	3 0.3	325 36.2	4 0.4	21 2.3	13 1.4	0 0.0
R3	件数(件) 割合(%)	949 100	100 10.5	1 0.1	58 6.1	88 9.3	6 0.6	0 0.0	27 2.8	6 0.6	5 0.5	63 6.6	10 1.1	2 0.2	7 0.7	3 0.3	2 0.2	115 12.1	4 0.4	13 1.4	12 1.3	5 0.5	379 39.9	2 0.2	28 3.0	7 0.7	6 0.6

資料：青森県女性相談支援センター

② 一時保護件数

○女性相談支援センターにおける一時保護件数は減少傾向にあり、令和4年度の入所実人員は13人となっています。

○令和4年度の同伴児（者）数は10人、延べ人員は175人となっています。



(単位：人、日)

年度	入所者数	入所延人員	1日当たり平均入所人員	1人当たり平均入所日数	同伴児（者）数	同伴児（者）延人員
R4	13 (3)	270 (43)	0.7	20.8	10 (4)	175 (40)
R3	14 (3)	114 (21)	0.3	8.1	9 (4)	78 (28)
R2	16 (2)	225 (16)	0.6	14.1	16 (2)	232 (16)
R1	26 (1)	368 (4)	1.0	14.2	21 (2)	283 (8)

※ () は一時保護委託数 (再掲)

○DVを理由とした入所者の割合は7割を超えています。

年度	合計	人間関係										経済関係			医療問題				住居問題	帰先なし								
		夫等				子ども		親族		交際相手		その他者の暴力	男女問題	ストイック	その他	生活困難	求職	その他			病的	精神的	妊娠出産	その他				
		暴力	薬物中毒	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育不能	親の暴力	親族の暴力	その他	交際相手の暴力														その他			
R4	13	10	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R4	割合(%)	100	76.9	-	-	7.7	7.7	-	-	-	-	-	7.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R3	14	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
R3	割合(%)	100	64.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.1	14.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14.3

資料：青森県女性相談支援センター

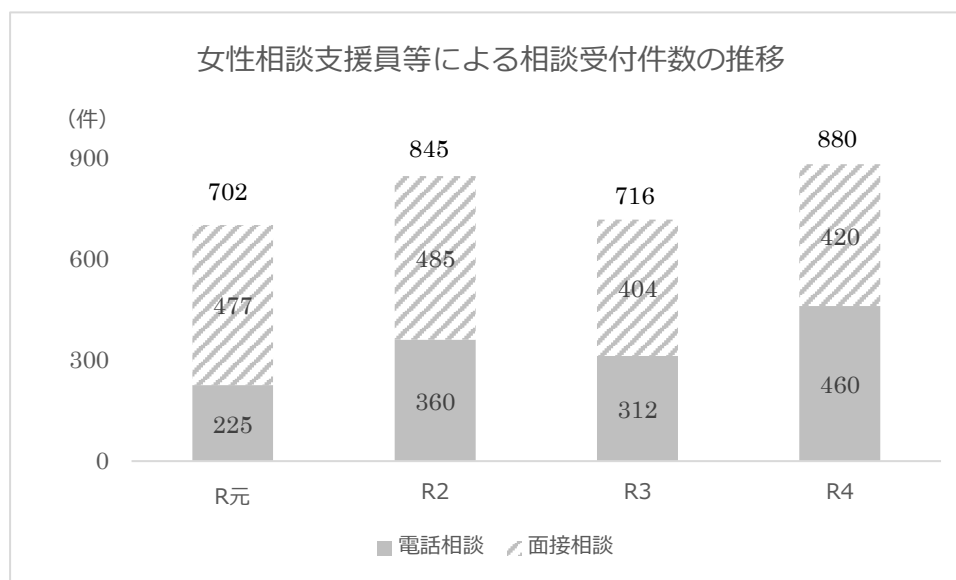
○令和4年度に一時保護を行った13名のうち、30代以上の入所者が11名で全体の約8割を占めており、10代と20代の入所者は少ない状況となっています。

	合計	18歳未満	18歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳以上
R4	13	-	1	1	4	3	2	2	-
R3	14	-	-	3	4	3	2	1	1
R2	16	-	-	2	6	3	1	4	-
R1	26	1	1	6	8	5	-	2	3

資料：青森県女性相談支援センター

(2) 女性相談支援員等による相談受付件数

○女性相談支援員等による相談受付件数については増加傾向にあり、電話相談と面接相談がほぼ同じ割合となっています。



資料：青森県女性相談支援センター

○相談内容は、「夫等の暴力」が最も多く 359 件（40.8%）、次いで「精神的問題」が 114 件（13.0%）、「夫等との離婚問題」が 81 件（9.2%）となっています。

	合計	人間関係											経済関係			医療問題				住居	帰住先なし						
		夫等				子ども			親族			交際相手		その他の者の暴力	男女問題	ストーカー	その他	生活困難	求職			その他	病	精神的問題	妊産	その他	
		夫等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力	親族の暴力	その他	交際相手の暴力	その他														
R4	件数(件)	880	359	0	81	51	12	3	41	24	14	35	11	7	5	2	4	42	19	5	16	2	114	6	5	21	1
	※	(220)	(22)		(20)	(11)	(2)	(1)	(6)	(3)	(2)	(17)	(2)	(2)	(1)	(1)	(1)	(22)	(3)	(1)	(1)		(93)	(2)	(4)	(3)	
	割合(%)	100	40.8	0.0	9.2	5.8	1.4	0.3	4.7	2.7	1.6	4.0	1.3	0.8	0.6	0.2	0.5	4.8	2.2	0.6	1.8	0.2	13.0	0.7	0.6	2.4	0.1
R3	件数(件)	716	353	0	97	55	10	1	27	18	8	29	17	2	2	5	3	16	11	5	15	1	23	2	4	9	3
	※																										
	割合(%)	100	49.3	0.0	13.5	7.7	1.4	0.1	3.8	2.5	1.1	4.1	2.4	0.3	0.3	0.7	0.4	2.2	1.5	0.7	2.1	0.1	3.2	0.3	0.6	1.3	0.4

※（ ）は女性相談支援センター受付件数と女性相談支援員等受付件数との重複件数。

資料：青森県女性相談支援センター

○女性相談支援センターと女性相談支援員等が令和4年度に受けた相談受付状況の合計は、1,558 件となっています。

	合計	人間関係											経済関係			医療問題				住居	帰住先なし						
		夫等				子ども			親族			交際相手		その他の者の暴力	男女問題	ストーカー	その他	生活困難	求職			その他	病	精神的問題	妊産	その他	
		夫等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力	親族の暴力	その他	交際相手の暴力	その他														
女相	件数(件)	898	91	0	78	56	5	1	30	9	9	62	10	7	3	4	3	128	16	3	17	3	325	4	21	13	0
	割合(%)	100	10.1	0.0	8.7	6.2	0.6	0.1	3.3	1.0	1.0	6.9	1.1	0.8	0.3	0.4	0.3	14.3	1.8	0.3	1.9	0.3	36.2	0.4	2.3	1.4	0.0
女性相談支援員等	件数(件)	880	359	0	81	51	12	3	41	24	14	35	11	7	5	2	4	42	19	5	16	2	114	6	5	21	1
	※	(220)	(22)		(20)	(11)	(2)	(1)	(6)	(3)	(2)	(17)	(2)	(2)	(1)	(1)	(1)	(22)	(3)	(1)	(1)		(93)	(2)	(4)	(3)	
	割合(%)	100	40.8	0.0	9.2	5.8	1.4	0.3	4.7	2.7	1.6	4.0	1.3	0.8	0.6	0.2	0.5	4.8	2.2	0.6	1.8	0.2	13.0	0.7	0.6	2.4	0.1
合計	件数(件)	1,558	428	0	139	96	15	3	65	30	21	80	19	12	7	5	6	148	32	7	32	5	346	8	22	31	1
	割合(%)	100	27.5	0.0	8.9	6.2	1.0	0.2	4.2	1.9	1.3	5.1	1.2	0.8	0.4	0.3	0.4	9.5	2.1	0.4	2.1	0.3	22.2	0.5	1.4	2.0	0.1

※（ ）は女性相談支援センター受付件数と女性相談支援員等受付件数との重複件数。

※合計は、女性相談支援センターと女性相談支援員等の件数から重複件数である（ ）書きの件数を引いたものです。

資料：青森県女性相談支援センター

○女性相談支援センターと女性相談支援員等が令和4年度に受けた相談者の年齢別受付件数について、令和4年度は60歳代が338件（21.7%）と最も多く、次いで50代306件（19.6%）、40歳代282件（18.1%）となっており、40代から60代までで全体の約6割を占めています。

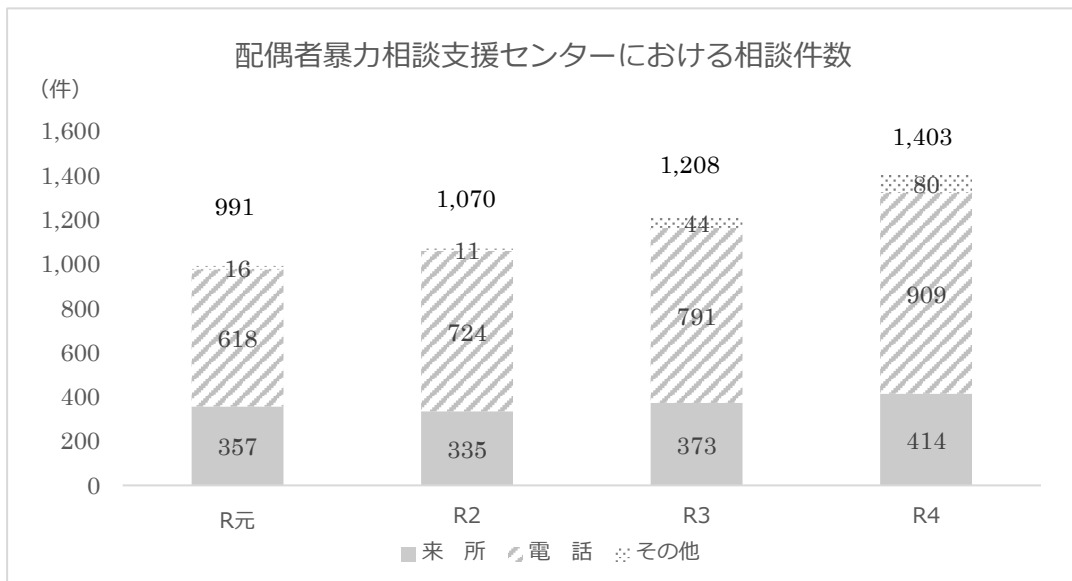
		合計	18歳未満	18歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳以上	不明
R4	件数(件)	1,558	7	6	150	280	282	306	338	103	86
	割合(%)	100	0.4	0.4	9.6	18.0	18.1	19.6	21.7	6.6	5.5

資料：青森県女性相談支援センター

(3) DVセンター

① 相談受付件数

○県内のDVセンターに寄せられた相談件数（延べ件数）は増加傾向にあり、令和4年度は1,403件と過去最多となっています。



資料：こどもみらい課

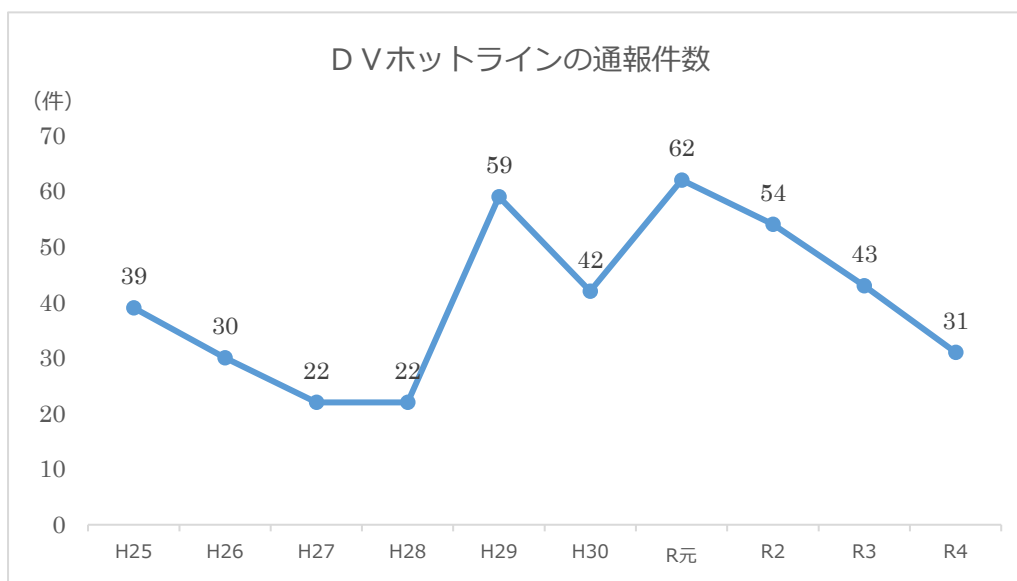
○相談者の性別については、令和4年度は女性からの相談が1,374件、男性からの相談は29件となっています。男性からの相談は令和3年度が12件であり、前年度から2.4倍増加しています。

年度	実人員	女性相談所	男女共同 参画センター	東福祉	中南福祉	三戸福祉	西北福祉	上北福祉	下北福祉	青森市	八戸市	
R4	総数	1,403	109	85	1	42	66	64	43	8	527	458
	女性	1,374	104	83	1	42	66	64	43	8	526	437
	男性	29	5	2	0	0	0	0	0	0	1	21
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	総数	1,208	101	41	3	47	89	103	28	14	600	182
	女性	1,196	98	41	3	44	88	103	26	14	600	179
	男性	12	3	0	0	3	1	0	2	0	0	3
R2	総数	1,070	99	134	22	65	107	85	23	10	525	—
	女性	1,064	98	132	22	65	107	85	23	8	524	—
	男性	6	1	2	0	0	0	0	0	2	1	—
R1	総数	991	94	114	7	102	80	41	11	25	517	—
	女性	969	93	113	7	102	79	41	11	24	499	—
	男性	22	1	1	0	0	1	0	0	1	18	—
H30	総数	882	123	86	9	103	76	60	8	11	406	—
	女性	868	120	84	8	103	75	58	8	11	401	—
	男性	14	3	2	1	0	1	2	0	0	5	—

資料：こどもみらい課

② DVホットラインへの通報件数（緊急通報専用・24時間対応）

○DVホットライン²への通報件数は、平成29年度と令和元年度に前年度と比較して大きく増加しましたが、近年は減少傾向にあります。



資料：青森県女性相談支援センター

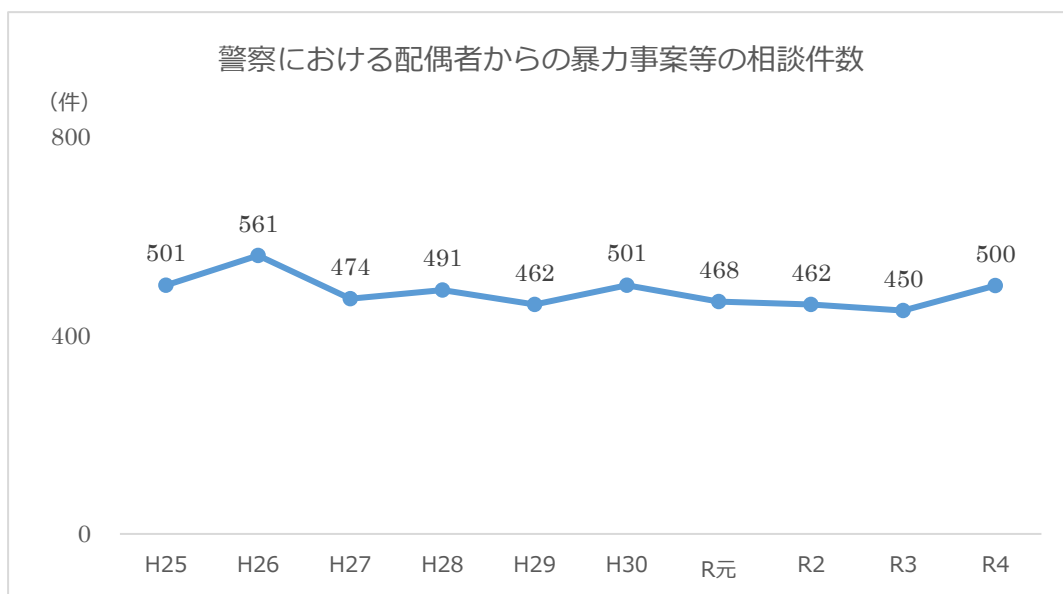
² DVホットライン

DV被害者を発見した人等からの緊急通報に対応するため、青森県女性相談支援センターに24時間受付のDVホットライン（フリーダイヤル0120-87-3081）が設置されている。

(4) 青森県警察本部

ア 警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数

○本県の警察における配偶者からの暴力事案の認知件数は、平成 26 年をピークに減少傾向にあり、近年は横ばい傾向で推移しています。



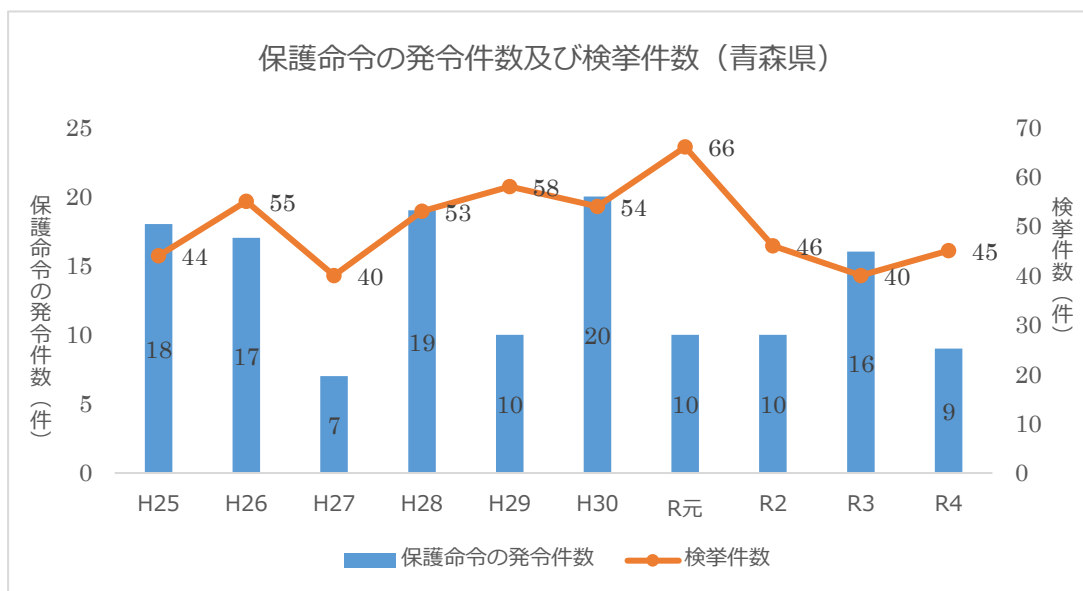
※相談件数は暦年

資料：青森県警察本部

イ 配偶者による暴力の保護命令件数及び検挙件数

○警察が裁判所から受理した本県の保護命令の件数は増減を繰り返しており、令和 4 年は 9 件となっています。

○警察が DV に関連して加害者を検挙した件数は、令和元年以降、減少傾向にあります。



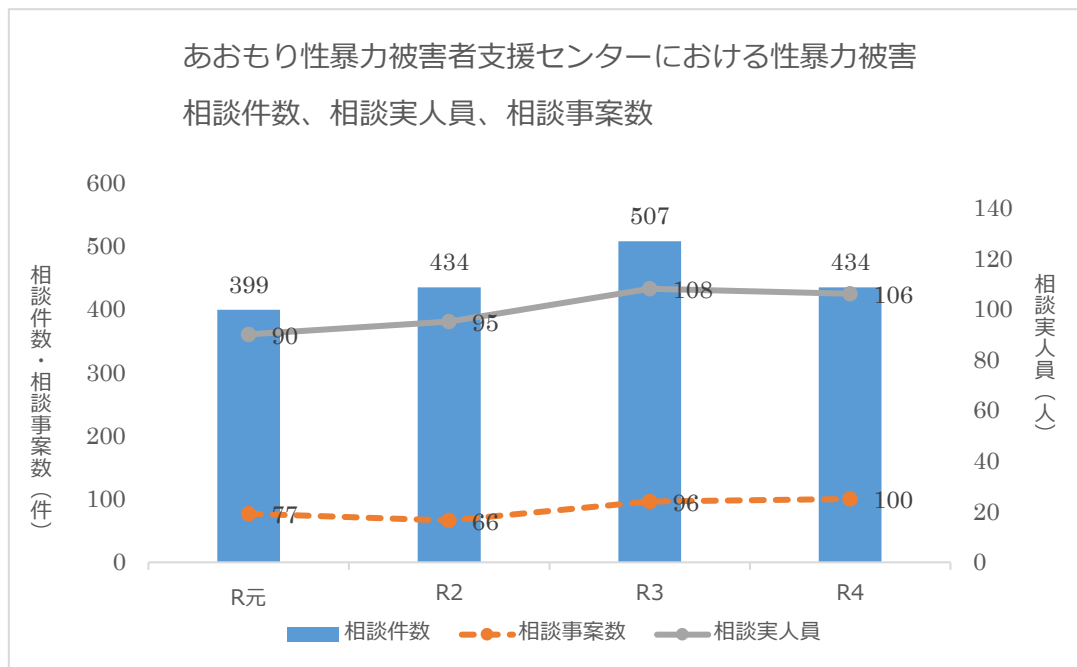
※相談件数は暦年

資料：青森県警察本部

(5) あおもり性暴力被害者支援センター

○県では、性犯罪・性暴力の被害者を支援するため、県、県警察、公益社団法人あおもり被害者支援センター、青森県産婦人科医会の四者協定に基づき、平成 29 年度に「あおもり性暴力被害者支援センター」を開設し、被害を受けた方やその家族などからの相談を受けて、必要な支援をコーディネートする拠点としています。

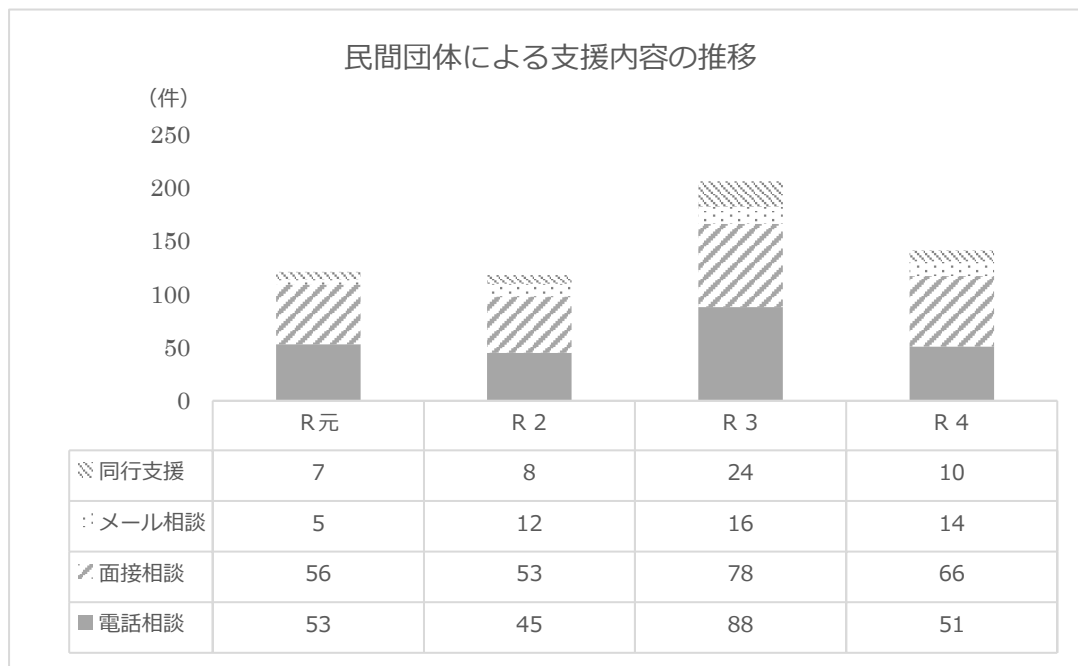
○性暴力被害に関する相談件数は、年間約 400～500 件の間で推移しています。



資料：青少年・男女共同参画課

(6) 民間団体の取組（NPO法人ウィメンズネット青森）

○NPO法人ウィメンズネット青森は、平成 14 年にDV被害者支援団体として発足し、相談・支援活動やピア・カウンセリングの実施等を通じてDV被害者に対する支援を行っています。



資料：こどもみらい課

(7) 関係機関における支援内容

○県、市町村、民間団体等の計 62 機関のうち、困難女性等への支援について、「相談及び面談（電話・メール・SNS 等）」を行っている機関が最も多く 47 か所、次いで「自立支援（学校や家族との調整、就労支援、医療機関との連携による支援等）」を行っている機関が 19 か所となっています。

	合計	女性相談 支援 センター	県DV センター	児童相談所	性暴力 被害者支援 センター	市町村	生活困窮者 自立支援 窓口	民間団体
相談及び面談 (電話・メール・SNS等)	47	1	6	5	1	29	4	1
自立支援	19	1	1	3	-	9	4	1
アウトリーチ (夜間見回り・声掛け・ICT活用)	1	-	-	-	-	1	-	-
居場所の提供	6	-	-	2	-	3	1	-
その他	10	-	1	-	-	8	1	-
行っていない支援はない	7	-	1	1	-	5	-	-

資料：こどもみらい課

○相談及び面談（電話・メール・SNS 等）を行っている 47 か所のうち、相談実績「0件」が最も多く 14 か所、次いで「1～10件未満」が 11 か所となっています。

相談支援の件数	合計	女性相談 支援 センター	県DV センター	児童相談所	性暴力 被害者支援 センター	市町村	生活困窮者 自立支援 窓口	民間団体
0件	14	-	-	-	-	13	1	-
1～10件未満	11	-	1	1	-	9	-	-
10～50件未満	4	-	1	-	-	3	-	-
50～100件	4	-	2	-	-	-	2	-
100～500件未満	7	-	1	2	1	1	1	1
500～1,000件未満	2	-	-	-	-	2	-	-
1,000件以上	4	1	1	1	-	1	-	-
無回答	1	-	-	1	-	-	-	-

資料：こどもみらい課

○相談及び面談（電話・メール・SNS等）を行っている47か所のうち、18歳以上の女性に対し、「相談対応を行っている」（相談実績あり）と回答したのは32か所、「支援対象としているが相談がない」と回答したのは9か所、「支援対象としていない」と回答したのは5か所、「その他」と回答したのは0か所、「無回答」と回答したのは1か所となっています。

18歳以上の女性への対応	合計	女性相談 支援 センター	県DV センター	児童相談所	性暴力 被害者支援 センター	市町村	生活困窮者 自立支援 窓口	民間団体
相談対応を行っている	32	1	6	-	1	19	4	1
支援対象としているが相談がない	9	-	-	-	-	9	-	-
支援対象としていない	5	-	-	5	-	-	-	-
その他	0	-	-	-	-	-	-	-
無回答	1	-	-	-	-	1	-	-

資料：こどもみらい課

○相談及び面談（電話・メール・SNS等）を行っている47か所のうち、18歳未満の女性に対し、「相談対応を行っている」（相談実績あり）と回答したのは20か所、「支援対象としているが相談がない」と回答したのは25か所、「支援対象としていない」と回答したのは1か所、「その他」と回答したのは1か所となっています。

18歳未満の女性への対応	合計	女性相談 支援 センター	県DV センター	児童相談所	性暴力 被害者支援 センター	市町村	生活困窮者 自立支援 窓口	民間団体
相談対応を行っている	20	1	2	5	1	7	3	1
支援対象としているが相談がない	25	-	4	-	-	20	1	-
支援対象としていない	1	-	-	-	-	1	-	-
その他	1	-	-	-	-	1	-	-

資料：こどもみらい課

○困難女性等に対する自立支援を行っている 19 か所のうち、「就労支援」を行っているのが 8 か所で最も多く、次いで「就労後のサポート」、「カウンセリング」がそれぞれ 4 か所となっています。

自立支援の内容	合計	女性相談 支援セン ター	児童相談所	市町村	生活困窮者 自立 支援窓口	民間団体
就労支援	8	-	1	3	4	-
就労後のサポート	4	-	-	2	2	-
カウンセリング	4	1	2	1	-	-
生活訓練	1	-	-	-	1	-
職業訓練	0	-	-	-	-	-
その他	8	1	2	5	-	-
実施していない	1	-	-	1	-	-
無回答	1	-	-	-	-	1

資料：こどもみらい課

第4 課題

(1) 市町村計画の策定

- 令和6年4月から施行される困難女性支援法では、市町村における基本計画の策定を努力義務としています。市町村は困難女性等にとって最も身近な相談機能を果たすほか、困難女性等が必要とする支援を包括的に提供する主体であることを踏まえ、市町村計画の策定を県として働きかける必要があります。
- DV防止法では、市町村における基本計画の策定を努力義務としており、これまで39市町村が策定済みとなっています。住民に身近な市町村において被害者に対する自立支援施策の充実を図り、取組を一層促進させるため、未策定の市町村に対して策定するよう県として働きかける必要があります。

(2) 市町村における相談支援体制の構築

- 女性相談支援員の設置は市町村の努力義務となっており、現在は青森市、弘前市、八戸市、三沢市、むつ市の5市に配置されています。困難女性等が身近な相談窓口である市町村で継続的な支援を受けられるよう、女性相談支援員が未配置の市町村に対して、女性相談支援員の配置を促すなど、相談支援体制を構築していく必要があります。
なお、女性相談支援員が配置されていない市町村は、市町村の女性支援担当部局・障害保健福祉担当部局・男女共同参画支援部局等が窓口となっています。
- 市町村DVセンターの設置は市町村の努力義務となっており、現在は青森市と八戸市の2市のみに設置されています。DVセンターは被害者にとって最も身近な支援窓口として、被害者の自立に向けた継続的な支援を行う機関ですので、未設置の市町村に対してDVセンターを設置するよう県として働きかける必要があります。

(3) 相談窓口の周知

- 県全体としてDVの相談件数が増えているため、相談窓口の周知を図る必要があります。

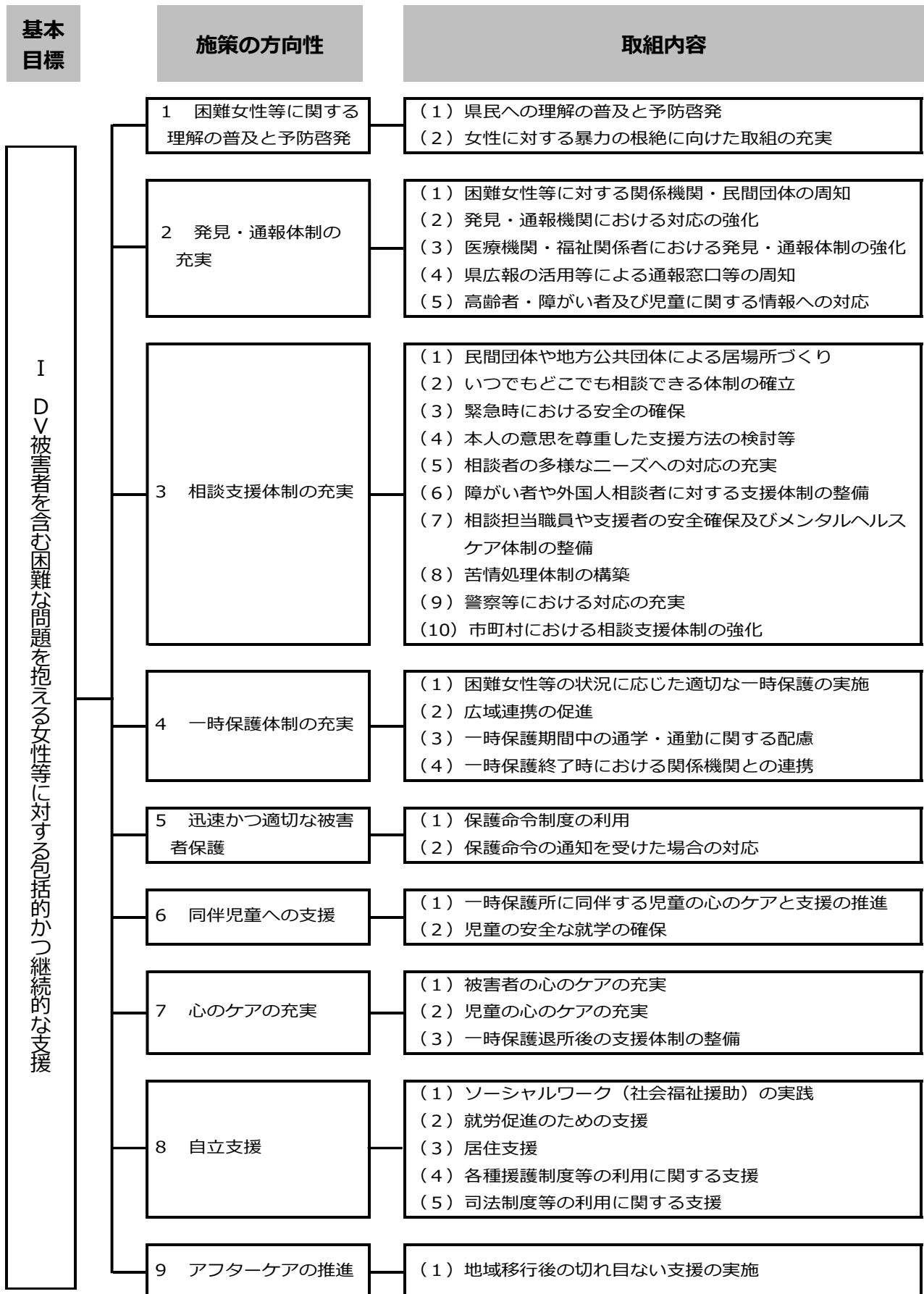
(4) 支援対象者のニーズに対応した一時保護の実施

- 女性相談支援センターが行っている一時保護件数は減少傾向にあり、これは全国でも同様の傾向にあります。入所に至らない理由として国の調査研究報告書「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」(平成30年10月)では、若年女性には一時保護において通信制限や共同生活等のルールが受け入れられず、一時保護を拒否する場合があることが課題とされています。そのため、一時保護に当たっては、支援対象である困難女性等の状況等を考慮し、困難女性等にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定する必要があります。

(5) 民間団体等との連携

- 本県では、これまで関係機関及び民間団体が連携して、DV被害者支援を実施してきたところです。複雑化、多様化、複合化している困難女性等への支援のため、市町村、関係機関、民間団体と共通理解の下、連携・協働した取組を行っていく必要があります。

第5 施策の体系図



基本
目標

施策の方向性

取組内容

Ⅱ DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等の支援を行う機関の体制強化及び連携の充実

1 支援機関の体制強化

- (1) 女性相談支援センター、女性相談支援員等、女性自立支援施設の体制整備
- (2) 支援調整会議
- (3) 相談担当職員の資質の向上
- (4) 関係者への研修の充実
- (5) 調査研究の推進

2 民間団体との連携

- (1) 民間団体との協働による取組の検討と活動支援

3 関係機関との連携

- (1) 県域における連携
- (2) 地域における連携
- (3) 実務関係者間の連携

第6 具体的目標

第1次計画においては、計画を着実に推進していくため、次のとおり数値目標を設定し、達成状況の進捗管理を行います。

(1) 困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定市町村数

市町村における基本計画の策定は努力義務とされていますが、市町村は困難女性等にとって最も身近な相談機能を果たすほか、困難女性等が必要とする支援を包括的に提供する主体であることを踏まえ、策定を働きかけていきます。

【目標】全市町村での策定を目指します。

計画策定時 (令和6年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
－	－	40市町村

(2) DV基本計画策定市町村数

市町村における基本計画の策定は努力義務とされていますが、住民に身近な市町村における被害者に対する自立支援施策の充実を図り、取組を一層促進させるため、策定を働きかけていきます。

【目標】全市町村での策定を目指します。

計画策定時 (令和6年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
39市町村	39市町村	40市町村

(3) 女性相談支援員設置市町村数

困難女性支援法11条第2項により、市町村における女性相談支援員の設置は努力義務とされていますが、市町村の女性相談支援員は、困難女性等にとって最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援への入口の役割を果たし、関係部署と連携して困難女性等を適切な支援につなげる役割を有します。そのため未設置の市町村に対して設置を働きかけていきます。

【目標】より多くの市において設置されることを目指します。

計画策定時 (令和6年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
5市	5市	現状値より増加

(4) 配偶者暴力相談支援センター設置市町村数

市町村におけるDVセンターの設置は努力義務とされていますが、住民に身近な市町村において、継続的な相談、複数の手続きの一元化、一時保護の場合の同行支援など、被害者の立場に立ったワンストップ支援を行うことができるよう、設置を働きかけていきます。

【目標】より多くの市町村において設置されることを目指します。

計画策定時 (令和6年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
—	2市	現状値より増加

(5) 困難女性等に関する相談窓口の周知

県民に対して、困難女性等やDVに関する相談窓口の周知を図るため、県で啓発リーフレットを作成し、市町村、DVセンター、医療機関等の関係機関に配布します。

【目標】より多くの県民に相談窓口の周知を図ります。

計画策定時 (令和6年度)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
—	2,740枚	10,000枚

(6) 一時保護委託施設の拡充

県内の複数施設と一時保護委託契約を締結し、一時保護体制の充実を図ります。

【目標】一時保護を委託可能な施設を増やします。

計画策定時 (令和6年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
3施設	3施設	現状値より増加

(7) 支援調整会議の設置市町村数

支援調整会議は困難女性等への支援を適切かつ円滑に行うための情報交換と支援内容に関する協議を行うものであり、困難女性支援法では、地方公共団体が支援調整会議を組織することを努力義務としています。そのため、市町村に対して設置を働きかけていきます。

【目標】より多くの市町村で支援調整会議を設置されることを目指します。

計画策定時 (令和6年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
—	—	10市町村

第7 基本目標及び方向性

基本目標Ⅰ DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等に対する包括的かつ継続的な支援

困難女性等の支援は、本人の心身の安全・安心の確保等に留意しつつ最大限にその意思を尊重し、本人の立場に寄り添って、相談やアウトリーチ等による発見から相談へつないでいくことが重要です。また、一人ひとりのニーズに応じて、施設への入所、生活支援や被害からの回復支援を行い、地域生活への移行や自立支援まで地域の関係機関等が連携・協働して包括的な支援を実施することが必要です。

また、DV防止及びDV被害者の保護についても、一つの機関だけで対応することは困難です。幅広い分野にわたる関係機関、関係団体等が、認識の共有や情報の交換から、具体的な事案に即した協議に至るまで、様々な形でどのように効果的に連携していくかという観点を持つことが求められます。

併せて、DVは被害者の生命・身体の安全に直結する問題であり、被害者及びその親族、支援者等の関係者の安全確保を常に考慮することも求められます。

方向性1 / 困難女性等に関する理解の普及と予防啓発

【 取組内容 】

(1) 県民への理解の普及と予防啓発

- 県と市町村は、女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策について、周知に努めます。

(実施主体：県、市町村)

- 県と市町村は、女性がかげがえのない個人であり、困難な問題を抱えた場合に支援を受けることができること等という理解を深めるため、女性支援担当部局及び教育委員会等との連携による性暴力被害、性暴力や性的搾取等の加害防止等に関する教育・啓発に努めます。

(実施主体：県、市町村)

- 県と市町村は、DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等に関する理解を促進するとともに、支援施策の周知を図るため、県民に対する教育・啓発、広報等に努めます。

(実施主体：県、市町村)

- 県民に対して、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨をDVセンター又は警察官に通報するよう努めることとされていることについて周知を図ります。

その際、男性、外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティ³など多様な被害者がいることも啓発します。

(実施主体：県)

³ 性的マイノリティ

性的指向が異性に限らない方や、生物学的な性(からだの性)と性自認(こころの性)が一致しない方のことをいう。困難女性支援法においては、性自認が女性であるトランスジェンダーの方についても、他の支援対象者に配慮しつつ、可能な支援を検討することが望ましいとされている。

- DV防止について、より一層の理解を図るため、関係機関及び民間団体との連携のもとキャンペーンを実施するなど、県民への普及啓発に努めます。

(実施主体：県、市町村、関係機関、民間団体)

- 中高生等若年層に向けたデートDVに関する正しい知識の普及を図り、DVの予防啓発に努めます。

(実施主体：県、市町村、関係機関、民間団体)

- 県民の理解を促進するため、団体や地域の小グループ等の要請に応じ講師を派遣します。

(実施主体：県、関係機関)

(2) 女性に対する暴力の根絶に向けた取組の充実

- 国の男女共同参画推進本部が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～11月25日)に呼応し、DVをはじめとする女性への暴力の根絶について周知を図ります。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

- 青少年健全育成条例に基づき、わいせつビデオやコミック等、青少年の性的感情を刺激したり、粗暴性又は残虐性を助長し、女性に対する暴力を誘引する社会環境の浄化対策を継続します。

(実施主体：県)

方向性 2 / 発見・通報体制の充実

【 取組内容 】

(1) 困難女性等に対する関係機関・民間団体の周知

- 困難女性等が、できる限り早期に相談窓口につながり、必要な支援を受けることができるよう、女性相談支援センター、女性相談支援員等、民間団体に相談や支援を求められることについて広く周知を図ります。

(実施主体：県)

- 来所や電話による相談だけでなく、SNS等を活用した多様な相談支援方法を検討します。

(実施主体：県)

- 本人の意向を十分に尊重し、背景事情や心身の状況に応じた最適な支援を行うため、関係機関や団体等との連携に努めます。

(実施主体：県、市町村)

- 民間団体への委託等により、インターネットの活用や巡回等によるアウトリーチ⁴による困難女性等の早期把握について検討します。

(実施主体：県)

⁴ アウトリーチ

何らかの支援を必要としている方に対し、行政や関係機関など支援機関の側から積極的に働きかけて、必要な情報や支援を届けること。

(2) 発見・通報機関における対応の強化

- DV被害者を発見した場合は、DVセンター、警察等、発見・通報受理機関が日常的に連携を図ります。

(実施主体：県)

- DV被害者支援に当たっては、地方福祉事務所、児童相談所、保健所がそれぞれの専門性を活かした対応強化及び連携を図ります。

(実施主体：県)

(3) 医療機関・福祉関係者における発見・通報体制の強化

- 医療関係者に対し、医療機関向けの広報や研修など様々な機会を利用して、DV被害者を発見した場合の通報や情報提供に関する法の規定とその趣旨、DVセンター、女性相談支援員等、相談機関の機能等について周知を図ります。

(実施主体：県)

- DV被害者が医療機関を受診した際に、医療機関からDVに関する情報提供を適切に受け、正しい認識を持てるよう啓発活動の推進に努めます。

(実施主体：県)

(4) 県広報の活用等による通報窓口等の周知

- DV防止啓発及び通報・相談窓口の周知促進のため、啓発資料の作成・配布並びに県広報誌等の広報媒体及びインターネットを活用した広報活動を推進し、支援を必要とする人に必要な情報が確実に届くよう、効果的な周知を行います。

(実施主体：県)

(5) 高齢者、障がい者及び児童に関する情報への対応

- DV被害者が高齢者又は障がい者である場合は、高齢者虐待又は障がい者虐待にも該当する可能性があるため、通報の内容から虐待に当たると思われる場合は、DVセンターから市町村へ通告を行うとともに、市町村との十分な連携を図ります。

(実施主体：県、市町村)

- DVに関する通報の内容から児童虐待にも該当すると思われる場合には、DVセンターから、市町村、児童相談所へ通告を行うとともに、児童相談所等との十分な連携を図ります。

(実施主体：県、市町村)

方向性3 / 相談支援体制の充実

【 取組内容 】

(1) 民間団体や地方公共団体による居場所づくり

- 困難な問題を抱えていても、過去に支援を求めた際の二次被害等の経験から、行政機関に相談するハードルが高く、相談窓口にとどり着けない女性や、支援を受けられることに気づかない女性もいます。そのため、支援を必要とする女性が、気軽に立ち寄り、安心して自由に自分の気持ちや悩みを支援者や他の女性に話すことができる居場所づくりを検討します。

(実施主体：県、市町村、民間団体)

(2) いつでもどこでも相談できる体制の確立

- DVセンターは、被害者だけで悩むことなく相談窓口を利用するよう、広く周知するとともに、DV被害者の立場に立った相談体制を工夫し、相談に当たっては被害者の国籍、障がいの有無等を問わず、DV被害者の人権に配慮し適切に対応します。

(実施主体：県、市町村)

- DVセンターは、生活の本拠を共にする関係以外の交際相手からの暴力についての相談にも対応します。

(実施主体：県、市町村)

- DV被害について、24時間、年中無休の電話相談を継続します。

(実施主体：県)

(3) 緊急時における安全の確保

- DVセンターは、DV被害者の状況から、加害者から危害を加えられるおそれが高い場合には、警察と連携を図り安全の確保を図ります。

(実施主体：県、市町村)

(4) 本人の意思を尊重した支援方法の検討等

- 女性相談支援員など困難女性等の支援を行う職員は、DV被害者や若年女性、障がい者、高齢者、性的マイノリティの方等に対して、本人の立場に寄り添って、本人の抱えている問題やその背景等の内容を本人とともに整理し、最大限に本人の意思を尊重しながら支援方針等を検討します。

(実施主体：県、市町村)

- 女性相談支援員など困難女性等の支援を行う職員は、本人の参画を得て個別支援のための計画の策定に努めるとともに、計画策定後も、本人が置かれている状況に応じて柔軟な対応を行うよう努めます。

(実施主体：県、市町村)

(5) 相談者の多様なニーズへの対応の充実

- 精神科医、臨床心理士、弁護士等による個別相談を継続します。

(実施主体：県)

- 日本司法支援センター（法テラス）が行う無料法律相談や、裁判代理費用、裁判所へ提出する書類作成費用の立替え等の援助を行う民事法律扶助業務について、情報を提供します。また、特定侵害行為（DV、ストーカー、児童虐待）の被害を受けている方に対し、資力に関わらず、再被害の防止に必要な法律相談を行うDV等被害者法律相談援助事業について、情報を提供します。

(実施主体：関係機関)

(6) 障がい者や外国人相談者に対する支援体制の整備

- 点字や音声による相談窓口の周知など、障がいのある相談者が相談しやすい環境の整備を検討します。

(実施主体：県)

- 国際交流関係団体等と協力連携し、外国語通訳の確保に努めます。

(実施主体：県)

(7) 相談担当職員や支援者の安全確保及びメンタルヘルスケア体制の整備

- 女性相談支援員等の安全確保のためのマニュアルについて周知に努めます。

(実施主体：県)

- DVセンターは、警察と連携を図り、支援者等の安全確保に努めます。

(実施主体：県、市町村)

- 女性相談支援員等が被害者から聞くショッキングな話に傷ついたり（二次受傷）、支援に無力感を感じ疲れ果て、精神的に燃え尽きてしまったり（バーンアウト）することを防ぐため、組織的に対応します。また、相談担当職員相互に意見交換するなど、メンタルヘルスケアを行います。

(実施主体：県)

(8) 苦情処理体制の構築

- DVセンターにおける相談対応等（被害者の一時保護を含む）への苦情に、より適切に対応するため、DVセンターの被害者保護に係る職務の遂行に関する苦情処理体制を整備します。

(実施主体：県)

(9) 警察等における対応の充実

- 警察署等において、女性アドバイザー（女性警察職員）による女性相談者の相談体制を強化します。また、被害者に対しては、必要な自衛措置に関する助言、被害者支援のための制度の教示をし、被害者の意思決定を支援する等の被害者の立場に立った措置を講じます。

(実施主体：県)

- 警察では、被害者の意思を踏まえ、加害者を検挙するほか、被害者に被害の届出の意思がないときであっても、必要に応じて被害者に被害の届出を働きかけ、あるいは説得を試みます。また、説得にもかかわらず被害の届出をしない場合であっても、当事者双方の関係を考慮した上で、必要性が認められ、かつ、客観証拠及び逮捕の理由がある場合には、加害者の逮捕を始めとした強制捜査を行うことを検討します。

さらに、刑事事件としての立件が困難と認められる場合であっても、加害者への指導・警告等を行うなど、DVによる被害を防止するための措置を講じるほか、被害者に対して、必要な助言、被害者支援のための制度の教示等を行います。

(実施主体：県)

- 警察では、DV被害者から、DV被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申し出があり、相当と認めるときは、DV被害者に対し、被害を自ら防止するための措置の教示その他DV被害の発生を防止するために必要な援助を行います。

(実施主体：県)

- 「あおり性暴力被害者支援センター」において、性暴力・性犯罪の被害者等に対し、その意思を尊重しながら、関係機関と連携・協力して支援を行います。

(実施主体：県)

(10) 市町村における相談支援体制の強化

- 市町村は、DV被害者の負担を軽減するため、DV相談の担当窓口を一元化し、窓口の周知を図るとともに、庁内の調整機能を果たすことを促します。

(実施主体：県)

- 市町村の困難女性及びDV基本計画の策定促進のため、未策定市町村に対し、各種会議や研修など機会を捉えて働きかけを行うとともに、適宜情報提供を行うなど必要な支援を行います。

(実施主体：県)

- 住民に最も身近な市町村において、DV被害者の立場に立ったワンストップ支援を行うことができるよう、市町村に対しDVセンターの設置を働きかけます。また、設置を検討する市町村に対しては、DVセンターの運営に関する情報提供や実務面の研修を行う等の支援を行います。

(実施主体：県)

- 困難女性等への支援において中心的な役割を担う女性相談支援員について、未設置の市町村に対し設置を働きかけます。

(実施主体：県)

方向性 4 / 一時保護体制の充実

【 取組内容 】

(1) 困難女性等の状況に応じた適切な一時保護の実施

- 女性相談支援センターは、困難女性等の性的被害からの保護、DVからの保護等が必要と認められる場合には、本人同意の下、一時保護を適切に実施します。

(実施主体：県)

- 虐待等の家庭環境を背景とする若年女性のうち未成年の一時保護に際しては、困難女性等であると同時に児童でもあり、当該女性の親権者の監護教育権との関係等を考慮する必要があります。そのため、一時保護の相談があった際には、女性相談支援センターが児童相談所と連携し、児童相談所から女性自立支援施設や民間団体等に対して児童福祉法の規定に基づく一時保護委託を行うことも含めた具体的な連携方法を協議します。

(実施主体：県、市町村、民間団体)

- 身の危険がある被害者の支援に際しては、DVセンター等は警察や医療機関等と緊密な連携を図り、一時保護所まで同行支援を行う等被害者の安全確保に努めるとともに、連携により支援者自身の安全確保も図ります。

(実施主体：県、市町村、関係機関、民間団体)

- 被害者の安全確保を最優先して適切な保護を行うため、休日・夜間の緊急保護を迅速に実施できるように通報体制の確保、警察や市町村との連携確保に努めます。

(実施主体：県)

- 一時保護入所者が外国人や障がい者である場合、円滑なコミュニケーションができるよう外国語通訳者の確保や手話通訳者の確保に努めます。

(実施主体：県)

- 夜間等においても被害者を安全に保護するため、また、それぞれの困難女性等の状況を考慮し、その被害者にとって最適と考えられる一時保護を実施できるよう、県内各地にあらかじめ多様な一時保護委託先を確保するよう努めます。

(実施主体：県)

(2) 広域連携の促進

- 身体の安全の確保が県内において困難な被害者については、平成19年7月12日付全国知事会申し合わせ「配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携に関する申し合わせ」に基づいて他都道府県との広域連携を図り、他都道府県の女性相談支援センターとの連携、情報の共有、適切な移送等を行い、他都道府県の一時的保護所を活用するなど、被害者の安全を確保します。

(実施主体：県)

(3) 一時保護期間中の通学・通勤に対する配慮

- 一時保護中の通学・通勤については、加害者の追及がないなど安全上問題がなく、本人が希望し、現在の就学・就労の確保が将来の自立に有益である場合は、通学・通勤が可能な施設等に一時保護委託を行うことを含めて対応を検討します。

(実施主体：県、市町村)

(4) 一時保護終了時における関係機関との連携

- 困難女性等が、一時保護終了後も安定した状態で生活の場に定着できるよう、女性相談支援センターは、地域の女性相談支援員等と連携して相談支援を行います。

(実施主体：県、市町村)

- 一時保護終了後もDVセンターの専門的な支援を必要とするDV被害者には、引き続き来所相談に応じ、地域での生活において必要と認める場合は、市町村の相談窓口を引き継ぐよう努めます。

(実施主体：県、市町村)

- 同伴する児童がいる困難女性等については、一時保護終了後、必要な場合は母子生活支援施設への入所につなげます。

(実施主体：県)

方向性 5 / 迅速かつ適切な被害者保護

【 取組内容 】

(1) 保護命令制度の利用

- DVセンターは、保護命令⁵申立書の作成支援等、各種司法手続きに係る支援や、調停・裁判時の同行支援を、関係機関と連携・協力して行います。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

- DVセンターは、DV被害者が保護命令申立を行った後、危害が急迫していると認められるときは、警察に通報するとともに、DV被害者に一時保護を受けることを勧奨するよう努めます。

(実施主体：県、市町村)

- DVセンターは、DV被害者に対し、保護命令制度について説明し、助言、関係機関への連絡等の支援を行います。

(実施主体：県、市町村)

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

- DVセンターは、裁判所から保護命令が発令された場合、警察と連携を図り、被害者及び親族等に速やかに連絡をとるとともに、DV被害者の安全の確保に努めます。

(実施主体：県、市町村)

- 警察では、裁判所から保護命令が発令された場合、DV被害者及び親族等に被害を防止するための留意事項を教示します。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨等を認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行い、DVセンターと連携し、被害発生の防止及び被害者保護に努めます。

(実施主体：県)

方向性6 / 同伴児童への支援

【 取組内容 】

(1) 一時保護所に同伴する児童の心のケアと支援の推進

- 児童相談所をはじめ、医療機関、保健所、市町村などの児童に対応する関係機関と連携し、児童の状況についても十分把握して、児童の心のケアについて支援します。

(実施主体：県)

- 市町村保健センターや保健所と連携して、乳幼児健康診査の受診確認や予防接種の実施、発育チェック等により、児童の健康状態を把握し、発達支援を行います。

(実施主体：県)

- 親子分離が必要な場合には、児童相談所と連携を密にして、適切な対応を行います。

(実施主体：県)

- 一時保護所で児童の学力に応じた学習指導を行うよう努めます。

(実施主体：県)

⁵ 保護命令

配偶者からの身体に対する暴力を受けた被害者が、配偶者からの更なる身体に対する暴力により、又は、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた被害者が配偶者から受ける身体に対する暴力により、配偶者に対して発する命令のこと。生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者についても準用される。

類型としては、①被害者への接近禁止命令、②被害者への電話等禁止命令、③被害者の同居の子への接近禁止命令、④被害者の親族等への接近禁止命令、⑤被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令がある。

(2) 児童の安全な就学の確保

- 住民票を異動させなくても就学を認める学区外就学の円滑な取組を推進します。
(実施主体：県)
- 保護命令が発令された場合は、学校において適切な対応が行われるよう、DVセンターは市町村教育委員会と連携して、学校に対して情報提供を行います。
(実施主体：県、市町村)
- DV加害者側への対応や接近禁止命令が出された場合の取扱いについて教職員に周知します。
(実施主体：県、市町村)

方向性7 / 心のケアの充実

【 取組内容 】

(1) 被害者の心のケアの充実

- 性暴力、性的虐待、性的搾取等の被害など、心の深い傷の回復には長い時間が必要です。そのため、女性相談支援センターは医療機関等の専門機関と連携し、個々の困難女性等の状況に応じた専門的な支援を通じて、丁寧に回復に努めます。
(実施主体：県)
- DVセンターは、精神科医や臨床心理士などの専門家によるカウンセリングを実施し、被害者の心理的回復を支援します。また、DV心理教育を実施することによりDV被害者の心理的回復の促進を図り、自立へのケアマネジメント⁶を強化します。
(実施主体：県)
- DVセンターは、DV被害者のニーズに応じ関係機関と連携を図りながら継続して相談に応じます。
(実施主体：県、市町村)

(2) 児童の心のケアの充実

- 児童相談所では、DVにより著しい心理的被害を受けた児童に対し精神科医や児童心理司等が連携を図りながらカウンセリング等の必要なケアを行います。
(実施主体：県)
- 学校、教育委員会及びDVセンターは、学校においてスクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、被害者やその児童に対し、適切に情報提供を行います。
(実施主体：県、市町村)

⁶ ケアマネジメント

支援を必要としている方が自立して生活できるよう、さまざまな社会資源の中から、ネットワークを形成し、適切な支援を受けられるようにサービス調整をすること。

(3) 一時保護退所後の支援体制の整備

- 被害者本人及び同伴する児童について、一時保護所退所後も継続的にカウンセリング等の支援が受けられるよう、関係機関、民間団体と連携した支援体制の構築を検討します。

(実施主体：県)

- 児童に対する医学的又は心理的な援助は児童相談所が中心となって対応していますが、虐待を受けた児童やその家庭に対する援助は、市町村も役割を担っています。そのため、市町村は要保護児童対策地域協議会⁷を活用し、援助が必要な児童やその家庭に関する情報を関係機関で共有し、必要に応じて、母子保健サービスや子育て支援サービス等により援助を行うよう努めます。

(実施主体：市町村)

方向性 8 / 自立支援

【 取組内容 】

(1) ソーシャルワーク（社会福祉援助）の実践

- 女性相談支援センターと市町村は、個別のケースにおける自立支援の方針を検討するに当たっては、困難女性等本人の希望や意思を引き出すための丁寧なソーシャルワーク（社会福祉援助）⁸を行うよう努めます。

(実施主体：県、市町村)

(2) 就労促進のための支援

- 女性相談支援センターや女性相談支援員等は、困難女性等に就労意欲がある場合、就労支援を行っている行政機関や民間団体との連携を図り、求人情報の提供、職業相談の実施や職業能力開発の支援等につなげます。

(実施主体：県、市町村)

- 母子家庭自立支援給付金事業、母子家庭等就業・自立支援センター事業など求職活動に必要な情報を提供します。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

- 県やハローワーク等が行う就業支援について情報提供します。

(実施主体：県、市町村)

- 保育所等の利用に関して情報提供します。

(実施主体：県、市町村)

⁷ 要保護児童対策地域協議会

児童福祉法第 25 条の 2 に基づく、要保護児童等（要支援児童や妊婦を含む。）の早期発見や適切な保護や支援を行うため、こどもに関係する機関等により構成される。

⁸ ソーシャルワーク（社会福祉援助）

人々が生活していく上での問題を解決・緩和することで、質の高い生活（QOL）を支援し、個人のウェルビーイング（安寧、良好な状態）の状態を高めることを目指すための社会福祉援助技術のことをいう。

- 必要に応じ保育所等の利用開始時にDV加害者に係る書類を提出不要とする取扱いについて、市町村に働きかけます。

(実施主体：県)

- 加害者から避難してきたDV被害者の児童が保育所等を利用する場合、保育料を減免するなど被害者の所得に対応した費用負担とすること等について市町村に働きかけます。

(実施主体：県)

- 就労等に際し困難女性等であるため不適切な対応を取られないことがないよう事業者への理解を進めます。

(実施主体：県)

(3) 居住支援

- 県営住宅の優遇措置等の情報を困難女性等に提供します。

(実施主体：県)

- 市町村に対し、公営住宅入居の優先・優遇措置の検討を依頼します。

(実施主体：県)

- 母子生活支援施設への入所検討を依頼します。

(実施主体：県)

- 民間の保証人サービスに関する情報を困難女性等に提供する等、保証人の確保について推進します。

(実施主体：県)

(4) 各種援護制度等の利用に関する支援

- 女性相談支援センターは、困難女性等が一般的な生活の力を身につけるための支援や、市町村と連携し、保育等の子育て支援サービスや障害福祉サービスを活用するための手続きを支援します。

(実施主体：県)

- DVセンター等は、被害者の負担軽減のため、関係機関への同行支援等を行うほか、DV被害者に係る情報を共有するなどにより関係機関相互の連携強化を図ります。

(実施主体：県、市町村、関係機関、民間団体)

- DVセンターは、DV被害者の支援に関わる関係機関等に対し、DV被害者等の情報管理の徹底を呼び掛けるとともに、事案に応じDV被害者(外国人住民も含む。)に対し、DV被害者等に係る情報の保護について、情報提供等を行います。

(実施主体：県、市町村)

- 住民基本台帳の閲覧拒否等の措置が遺漏なく行われるよう市町村住民基本台帳担当課に周知し、助言を行います。

(実施主体：県)

■福祉事務所は、DV被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めます。
(実施主体：県、市町村)

■生活保護や児童扶養手当の支給、児童手当の支給、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等、困難女性等が利用可能な国の援護制度や、ひとり親家庭等医療費給付事業等、本県が実施する援護制度について情報提供します。
(実施主体：県、市町村)

■DVセンターは、DV被害者から医療保険、国民年金、児童の就学・保育等に関する相談があった場合、事案に応じた情報提供を行います。
(実施主体：県、市町村)

方向性 9 / アフターケアの推進

【 取組内容 】

(1) 地域移行後の切れ目ない支援の実施

■女性相談支援センターや女性相談支援員等は、障害や疾病を抱えている困難女性等が地域移行後も切れ目なく、必要な医療や心理的ケアが継続して確保されるよう努めます。
(実施主体：県、市町村)

■アフターケアに関わる女性相談支援センターや女性相談支援員等は、困難女性等が地域生活への移行後に再び困難な状況に陥ったときに、再度の支援を円滑に実施できるよう連携を図ります。
(実施主体：県、市町村)

基本目標Ⅱ DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等への支援を行う機関の体制強化及び連携の充実

困難女性等への支援に関わる全ての関係機関や民間団体が、対等な関係の下、本人を中心に連携・協働することが重要です。

そのため、支援の中核機関である女性相談支援センターと女性相談支援員等の機能強化を図るとともに、民間団体や関係機関と連携しながら、困難女性等に対する包括的・継続的な支援を行います。

方向性 1 / 支援機関の体制強化

【取組内容】

(1) 女性相談支援センター、女性相談支援員等、女性自立支援施設の体制整備

- 女性相談支援センター及び女性相談支援員等は、相談の受付から女性相談支援センターにおける一時保護、女性自立支援施設への入所、地域生活への移行、地域生活の継続の支援まで、近隣の地方公共団体における各機関も含む三機関による連携により、包括的・継続的な支援を行う体制を検討します。

(実施主体：県、市町村)

- 女性自立支援施設への入所に際しては、施設への直接の相談や、見学、体験宿泊等を可能とすることを検討し、安心して利用しやすい配慮を行います。

(実施主体：県)

- 女性支援が自治体内の様々な部門に関係していることを踏まえ、男女共同参画や児童福祉等に関わる職員に対しても情報共有を行い、女性支援に関連する部局間における理解を促進します。

(実施主体：県)

- 女性自立支援施設を含む困難女性等が生活する場所について、ニーズ等の現状を踏まえた上で、あり方を検討していきます。

(実施主体：県)

(2) 支援調整会議

- 県は、市町村に対し、困難女性等への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報交換を行うとともに、困難女性等への支援の内容に関する協議を行う支援調整会議の設置を促します。

(実施主体：県)

- 支援調整会議については、地域ごとの実施状況や要保護児童対策地域協議会、DV対策地域協議会等の運用の状況を踏まえ、効果的、効率的な設置、運用の在り方について検討を進めます。

(実施主体：県、市町村)

(3) 相談担当職員の資質の向上

- 困難女性等への支援に関する研修を実施し、女性相談支援センターの職員や女性相談支援員等、民間団体の職員等の専門的知識の習得及び資質の向上を図ります。

(実施主体：県)

- 警察では、部内教養や研修会の開催、職務関係研修への参加等により、相談対応職員の資質の向上を図ります。

(実施主体：県)

(4) 関係者への研修の充実

- 既存の会議の活用や研修会の開催案内等により、関係機関職員に研修機会を提供します。

(実施主体：県)

(5) 調査研究の推進

- DV加害者への取組に対する関係者の理解を図ります。

(実施主体：県、関係機関)

- DV加害者の更生のための指導方法について、国が行った研究結果や他都道府県等の取組状況等の情報収集に努め、その取組や支援について検討します。

(実施主体：県)

- 暴力をやめたいと考えるDV加害者や、治療の必要なDV加害者への相談対応のため、関係機関との連携等について検討します。

(実施主体：県)

方向性 2 / 民間団体との連携

【取組内容】

(1) 民間団体との協働による取組の検討と活動支援

- 行政機関による支援施策と、民間団体による支援の相互連携体制の構築について検討します。

(実施主体：県、市町村、民間団体)

- DV被害者支援のための人材養成やDVの防止啓発活動等に関し、民間団体との協働による取組を検討します。

(実施主体：県)

- 県が主催するDV関連の研修会への参加を呼びかけるなど、民間団体の研修機会の確保を支援します。

(実施主体：県)

方向性 3 / 関係機関との連携

【取組内容】

(1) 県域における連携

- 困難女性等が児童を同伴している場合や、本人が児童養護の対象者である場合は、的確なアセスメントを踏まえて支援方針を決定し、支援体制が整えられるよう、児童相談所や市町村の児童福祉主管課等と協力した支援を図ります。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

- 性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害による心的外傷を抱えている困難女性等の場合は、支援機関と早期に連携し、心的外傷の被害回復に取り組みながら、日常生活の回復を図ります。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

- DV被害者及び困難女性等支援調整会議においては、県の関係課の他、市町村、医師会、弁護士会、地方法務局、労働局、民間団体、警察等が県レベルでの現状把握と課題分析を行い、施策の充実に向けた連携を図ります。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

(2) 地域における連携

- 地方福祉事務所が設置する「地域DV関係機関支援連絡会議」を中心として、市町村、警察、裁判所、民間団体等、地域における関係機関の連携を図ります。

(実施主体：県、市町村、関係機関、民間団体)

- 市町村に対して、関係機関間の情報共有と連携推進を働きかけます。

(実施主体：県)

(3) 実務関係者間の連携

- DVセンター実務者連絡会議等において、県内のDVセンター担当職員等が情報交換等を行い、実務関係者間の連携の強化を図ります。

(実施主体：県、市町村)

- 医師会等と協力し、医療関係者にDVセンターの役割や連絡先を周知し連携を促進します。

(実施主体：県)

- 地域で活動する民生委員・児童委員及び人権擁護委員に対し、DV被害者と思われる人を発見した際のDVセンター等との具体的な連携方法やDV防止啓発活動に係る理解促進に努めます。

(実施主体：県)

第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画の策定経緯

■ 令和5年10月 第1回青森県DV防止対策推進会議

[協議事項]

- ①第4次計画の進捗状況等の評価について
- ②第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画の策定方針、策定スケジュールについて

■ 令和5年12月 第2回青森県DV防止対策推進会議

[協議事項]

- 第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画の素案について

■ 令和6年2月 第1次計画（案）に係る意見募集（パブリックコメント）の実施

- ①意見募集期間
令和6年2月7日（水）～令和6年3月3日（日）
- ②意見募集結果
5名、2団体から延べ37件の意見

■ 令和6年2月 第1次計画（案）に対する市町村意見照会

- ①意見照会期間
令和6年2月7日（水）～令和6年2月21日（水）
- ②意見照会結果
意見等なし

■ 令和6年3月 第3回青森県DV防止対策推進会議

[協議事項]

- 第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画最終案について

**第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・
被害者支援計画**

令和6年3月

発行 / 青森県こども家庭部こどもみらい課
〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号
電話 017-734-9302
F A X 017-734-8091
